



『果樹防除の基本となる「病害虫防除暦」の考え方』の連載終了に際して

月刊「植物防疫」編集委員 高 梨 祐 明

本特集記事は76巻(2022年)6月号に掲載された川嶋浩三氏(公益社団法人青森県植物防疫協会)による総論「果樹ではなぜ防除暦が必要なのか」を端緒として、およそ4年間にわたり主要果樹生産県の第一線で活躍する病害虫研究者によって執筆された各論を順次掲載してきた。本号に掲載された後藤新一氏(山形農業総合研究センター園芸農業研究所)による「山形県におけるアウトウ病害虫防除暦の考え方」をもって予定した内容が完了となる。

本特集の開始は「みどりの食料システム戦略」の策定や改正「植物防疫法」の施行から間もない時期に当たり、それらを背景としてIPMの推進が強く提唱され始めた時期と特集の連載期間がおおよそ同期している。そのため、一般に機械的、画一的なスケジュール散布の印象を持たれることの多い果樹防除暦の連載は、時流に逆行する企画のように感じた方がいるかも知れない。

しかし、総論の冒頭で川嶋氏は、果樹防除暦に対する否定的な意見の根拠となっている「過剰散布や不必要な散布に繋がる」という見方を明確に否定し、防除暦は「過剰散布と不必要な散布を避け、安全な防除を実施するために長い年月をかけて集積された知見と技術の結晶といえる」と評価をしている。それに引き続いて紹介された各県の果樹防除暦の考え方を読むと、いずれも「防除暦＝効率的で安全な防除のための知見と技術の集積」であることに気付かされる。読者の中には、本連載を読み進めるにつれて、防除暦に対する認識が変わったという方も多いのではないだろうか。そうした方が既に大勢を占めるなら、この一文は蛇足にすぎないが、連載の終了に際して、各論に紹介された内容の中から、「防除暦＝効率的で安全な防除のための知見と技術の集積」を示す具体例のいくつかを改めて紹介する。

76巻10月号に掲載された「長野県におけるりんご病害虫防除暦の考え方」において、江口直樹氏(長野県果樹試験場)は防除暦に採用された防除薬剤の変遷を詳細に検証し、抵抗性害虫や耐性菌対策、さらに将来的な出現リスクを管理する意味で薬剤選択の重要性を指摘している。薬剤抵抗性発達を管理するため、同系統の薬剤の連用や多用を避けることを目的としたRACコードの記載は、効率的で持続的な防除を維持するという基本方針が反映されたものと思われた。RACコードは他県、他樹種の防除暦でも記載されている例が多い。

77巻4月号に「茨城県におけるナシ病害虫防除例作成の考え方」を執筆した小河原孝司氏(茨城県農業総合センター園芸研究所(執筆当時))は、同県において2008年に「防除暦」という名称を「防除例」に改めたことを紹介し、その理由を「生産者が単純に防除暦に従って防除することを避け、気象条件や病害虫の発生状況を意識しながら、自らが考えて防除を行うための動機づけ」と説明している。もちろん、名称の変更は象徴的なものであり、それを促すための内容の変更に苦心の跡が見られる。特に、生産者自身が防除の効率化を考える材料として、耕種的、物理的、生物的防除法を積極的に取り入れた内容が特徴となっている。

同巻6月号に掲載された「熊本県におけるカンキツ病害虫防除暦作成の考え方」(杉浦直幸氏(熊本県農業研究センター果樹研究所(執筆当時)))では、同県の防除暦が「基幹防除」と「臨機防除」の二段構成になっていることが紹介されている。臨機防除については現地の発生状況に応じて、使用時期を目安に薬剤を選択する形式となっているが、要防除水準に基づく防除要否の意思決定が部分的に導入されている。表現は異なっても同様の構成を持つ防除暦がほかの樹種においても見受けられた。IPM的な考え方を防除暦に組み込む上での合理的な構成となっている。